

## セクシュアル・ハラスメントについて

源 淳子\*, 松島哲久\*\*

### Sexual Harassment

Junko Minamoto, Akihisa Matsushima

*Kansai University, 3-3-35, Yamate-cho, Suita, Osaka 564-8680, Japan*

(Received October 23, 2012)

The definition of sexual harassment is that it is the way of speaking and acting which is against the will of the other party in the relationships of working and studying and the other party takes as unpleasant sexual one, and then gives her or him benefit or disadvantage corresponding to the speech and action or damages the environment of working or studying of the other party. In the background of occurring sexual harassment, there is a sexual and economical inequality. The unequal society and culture have formed historically the concept of gender which is deeply rooted in the division of sexual role. So it is important to reconsider this gender concept and make an effort to construct the equal human relationships between women and men. It will lead to the society where we can live our proper life with dignity, protecting our human rights.

**Key words** — harassment, sexual harassment, human rights, gender

「セクシュアル・ハラスメントの被害にあわないためにということが一番大きな課題です。被害にあった人が必ずいます。しかし被害にあった人が声に出せないという現実があります。」このように穏やかながらきっぱりとした口調で講師の源淳子先生の講演は始まりました。平成24年度人権講演会は、「セクシュアル・ハラスメント」をテーマとして行うことが大阪薬科大学人権委員会で決定し、講師として関西大学人権問題研究室研究員の源先生をお呼びすることになりました。源先生には、平成19年に5回にわたって全学生と教職員を対象に、今回と同じテーマで講演をしていただいております。当時、セクシュアル・ハラスメントについての学生の認識を新たにしてもらうために、全学を挙げての人権教育の一環として先生の講演が行われました。学生諸君のセクシュアル・ハラスメントに対する意識は、先生の講演を通して鮮明になったと思っています。その

後、大学は六年制教育の時代に入り、学外での長期実習も課せられ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに対する確固たる認識がこれまで以上に要求されるようになってきています。このような中で、再び源先生に、今度は1年次生を対象に10月23日に講演をしていただくことになりました。その時の先生の講演を「大阪薬科大学紀要」に掲載することになりましたが、先生のご希望で、講演を主催した人権委員会の委員長のコメントを加え、講演全体を再構成して紀要に掲載することになりました。そのため、本紀要では、はじめに先生が準備された講演概要を掲載し、その後に「講演補遺」として、講演の臨場感を少しでも出せればという思いから、先生の講演のなかの言葉を直接引用する形で掲載しました。最後に、人権委員会委員長としてのコメントを載せて、平成24年度の人権講演会の報告とすることにしました。

\* 関西大学 人権問題研究室 (委嘱研究員), e-mail: jinkenken@ml.kandai.jp

\*\* 大阪薬科大学 環境医療学グループ, e-mail: matusima@gly.oups.ac.jp

## 講演概要

演題：『セクシュアル・ハラスメントについて』

講師：源 淳子

(平成 24 年 10 月 23 日, 大阪薬科大学講堂にて)

問題提起— キーワード「人権」「ジェンダー」

- ・セクシュアル・ハラスメントをほんとうに理解するには
- ・セクシュアル・ハラスメントをなくすには
- ・ジェンダーとは

### (1) 「女性の人権」への流れ

#### 1. 世界の動き

女性解放運動（フェミニズム）— 権利獲得運動から、個人の問題（性の関係）へ

性別役割分業の問題提起

人種・民族・階級・セクシュアルマイノリティ・文化などの違いからの問題提起

1975 年 第 1 回世界女性会議（メキシコシティ）国連国際女性年

1979 年 「女性差別撤廃条約」'81 年 発効

1980 年 第 2 回世界女性会議（コペンハーゲン）

1985 年 第 3 回世界女性会議（ナイロビ）

1989 年 「子どもの権利条約」

1993 年 「世界人権宣言」

1994 年 カイロ人口開発会議→リプロダクティブ・ライツ／ヘルツ（性と生殖における健康と権利）

1995 年 第 4 回世界女性会議（北京）→女性への暴力

2000 年 第 5 回世界女性会議（ニューヨーク）

#### 2. 日本の動き

1985 年 「女性差別撤廃条約」批准

1986 年 「男女雇用機会均等法」

1992 年 「育児休業法」

1993 年 家庭科男女共修（中学）

1994 年 家庭科男女共修（高校）

1994 年 「子どもの権利条約」批准

1995 年 「介護休業法」

1996 年 「男女共同参画 2000 年プラン」

1999 年 改正「男女雇用機会均等法」→ 2006

年改正

1999 年 「男女共同参画社会基本法」

2000 年 「ストーカー規制法」

2000 年 「児童虐待防止法」→ 2004 年改正

2001 年 「ドメスティック・バイオレンス防止法」→ 2004 年改正

2004 年 「性同一性障害特例法」

### (2) セクシュアル・ハラスメントの問題化

反セクシュアル・ハラスメント運動の始まり

#### 1. アメリカの女性解放運動から

女性の社会進出に伴って、公領域における地位・権力によって支配されたり傷つけられることに気づく

#### 2. 日本へ

1989 年 「働くことと性差別を考える三多摩の会」の調査— 70%の女性が職場でセクシュアル・ハラスメントを受けていた

1992 年 最初のセクシュアル・ハラスメント判決（福岡）

1998 年 人事院による国家公務員に対する調査— 60%の女性

#### 3. 人権が尊重される社会をめざす

改正「男女雇用機会均等法」（1999 年）

セクシュアル・ハラスメントに言及— 事業主の責任が盛り込まれる

「男女共同参画社会基本法」の成立（1999 年）— 男女の人権の尊重

改正「男女雇用機会均等法」（2006 年）— 間接差別の禁止

セクシュアル・ハラスメント— 労働者が業務を遂行する場所、取引先、取引先との打ち合わせ場所、顧客の自宅などと前進したが、宴会、自宅などが入らず、セクシュアル・ハラスメントの範囲がまだ狭い

### (3) セクシュアル・ハラスメントとは

#### 1. セクシュアル・ハラスメントとは何か

就労・就学などの関係においてなされる相手方

の意に反する言動で、行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手方にとって不快な性的言動として受けとられ、その言動への対応によって相手方に利益もしくは不利益を与えたり、または相手方の就労・就学などの環境を損なうこと。

男性から女性へ—90パーセント 同性間、女性が加害者—10パーセント

- ・キャンパス・セクシュアル・ハラスメント—大学でのセクシュアル・ハラスメント 教員から学生へ、学生間、男子学生から女性教員へ

- ・アカデミック・ハラスメント 大学・研究職における性差別や人権侵害（セクシュアル・ハラスメントを含む）

## 2. セクシュアル・ハラスメントの要件

- ①「相手の意に反する」こと：被害者が「意に反する」「不快に思う」気持ちである
- ②「性的」な言動であること：性的な内容の発言および性的な行動
- ③「力関係」を利用すること：公的な地位や権限を濫用、それに逆らえない相手は逃げられない
- ④ジェンダーにかかわること

## (4) セクシュアル・ハラスメントがおこる背景

- \* 性的な不平等と経済的な不平等が相乗的に作用するところでおきる
- \* 性別役割分業に基づく女性の位置づけに密接不可分に結び着いている
- ・セクシュアル・ハラスメント神話→レイプ神話に通じる
  - 過敏に反応し過ぎている
  - 被害者にもすきがある
  - 女性の「いや!」「やめて!」は拒否ではない
  - 多くは賠償金目当てか、報復に違いない
  - 男性は被害者にならない
  - 男性の逸脱した性は本能である、男性の暴走する性は仕方ない
  - 女性にもその気があった
  - 同意の上である、合意だった

嫌ならもっと強く拒否すればいい

被害者に責任（落ち度、軽率、挑発）がある  
ほんとうに嫌だったら、最後まで抵抗するはずである

レイプするのは見知らぬ男である

性的欲求不満がレイプの原因である

女性には潜在的に強姦願望がある

## (5) セクシュアル・ハラスメントにあったら

- ・意思表示—「セクシュアル・ハラスメントだからやめてほしい」とはっきりいう
- ・相談する—信頼できる人（相談窓口）に相談する、弁護士などの専門家に相談する、記録を残す（自分の気持ちの整理、専門家に相談するとき、裁判に有利）

## (6) セクシュアル・ハラスメントをなくすには一人権の視点から

職場にある女性に対する差別をなくす

賃金差別をなくす

昇進が阻まれていて、意志決定機関から排除されていることを改める

公領域に対等な人間関係を築く一人間の尊厳が大切にされる

被害者への適切な対応、加害者への処罰

性別役割分業（家庭から社会までのさまざまな仕組みをつくる）の見直し

公領域—男性役割—生産労働—賃金労働→男らしさ

私領域—女性役割—再生産労働—無償労働→女らしさ

（家事・育児・介護）

↓

ジェンダーの見直し

## (7) ジェンダーとは何か

1. ジェンダー—社会的・文化的につくられた性差、生物学的性差とは違う

家事・育児、労働や教育、意思決定の場への参画など、あらゆる場面で社会的性別・性質と

して求められる

規範となり、枠組みとしてつくられた

性にかかわる差別・被差別関係、権力関係・支配関係を示す

## 2. 私領域での人権侵害—ドメスティック・バイオレンス (DV) の現実

ドメスティック・バイオレンス—夫・恋人など親密な関係における暴力

身体的暴力—殴る、蹴る、ものを投げる、包丁やナイフで脅すなど

精神的暴力—何をいっても無視する、バカにしたことばをいうなど

経済的暴力—「誰のおかげで生活できるんだ」という、生活費を渡さないなど

性的暴力—避妊に協力しない、見たくないポルノや AV を見せるなど

子どもを利用した暴力—子どもに暴力、子どもの前で避難・中傷するなど

その他の暴力—使用人のように使う、女性の役割を一方的に押しつけるなど

DV の被害者—配偶者からの被害 (2005 年内閣府調査—成人男女 4500 人) 3 人に 1 人の被害者

相談先—46.9%の女性、84.4%の男性が相談していない

その理由—相談するほどのことではないと思った・自分にも悪いところがあると思った・自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った・恥ずかしくて誰にもいえなかった・相談しても無駄だと思った・相手の行為は愛情の表現だと思った・他人を巻き込みたくなかった・どこ(誰)に相談してよいのかわからなかった

女性が暴力関係から抜け出せない理由

経済的依存と不安、責任感と罪悪感、世間体、絶望感、孤立感、報復への恐怖、執着

## 3. ドメスティック・バイオレンスの背景

男性中心の社会のありよう—親密になった女性はどのようにみられているのか

性別役割分業意識

## (8) 今後の課題

- ・セクシュアル・ハラスメントを理解するとは
- ・セクシュアル・ハラスメントをなくすには→ジェンダーとの闘い—他の差別に対しても→わたしはどう生きるのか、わたしはどんな関係を創るのか：学校で、職場で、恋人・夫婦・親子などで

## 講演補遺

### 1. セクシュアル・ハラスメントとは

「セクシュアル・ハラスメントは人権とジェンダーの問題です。人権とは嫌なことをされたくないということです。そのなかで性的な問題はもっとも声に出しにくいものです。」「ある学生の例ですが、彼女が中学生の時に遭ったのですが、そのとき彼女はそのことを声に出して言うことができませんでした。言ってもわかってもらえないと思ったからです。」「いじめとセクシュアル・ハラスメントの違いは何でしょうか。いじめの場合は、いじめられた者がいじめる側になるということがあります。しかし、セクシュアル・ハラスメントの場合は、被害を受けた人がすぐ加害者になるということは絶対にありえません。ではセクシュアル・ハラスメントがなぜ起こるのでしょうか。」

### 2. セクシュアル・ハラスメントはなぜ起こるのか

#### ・レイプ事件学

ここで先生は、京都教育大で起こったレイプ事件の例を出して、なぜ強姦というようなおぞましい事件が起こるのかを説明されました。それはあるサークルの卒業コンパで起こったレイプ事件で、加害者の男子学生たちがひとりずつ、ひとりの女性を強姦した事件です。「そこには強姦をしている学生を見ている監視役の学生もいました。この事件の場合は、被害者の人が声を出したから公おおやけになりました。裁判での強姦した側の言い分は、合意の上だった、相手も

了解していたというものでした。『あれはセックスだった』と。しかし、やられる側からすれば、それは強姦でしかありえません。ここに強姦する側とされる側に大きな意識の開きがあります。この意識の差、これが分からなかったら、その人たちはまた強姦をすることでしょう。』ここに強姦というおぞましい事件が繰り返される根源的理由が明確に示されています。

### 3. セクシュアル・ハラスメントの要件

「セクシュアル・ハラスメントは、①相手の意に反すること、②性的言動であること、この2つで成り立っています。それに、③力関係を利用する（やりやすくするために）、④ジェンダーに関わることが加わります。ジェンダーに関わることが加わると、それはセクシュアル・ハラスメントです。「女だからお茶くみは当り前」というような言動がそれです。ジェンダーとは、男らしさ女らしさを作ってきたもので、2人が関係を持ったとき、男はこうあるべき、女はこうあるべきという意識のことです。すなわち、歴史的・文化的・社会的に作られた性差のことで、これは社会にある男女差別をもとに作られてきています。以上の4点を満たしていればセクハラだと分かり、声を出して相手に文句を言いましょう。」

### 4. セクシュアル・ハラスメントがおこる背景

- ・セクシュアル・ハラスメント・レイプ神話
- ・『過敏に反応し過ぎている、その程度は』。どんな些細なものでも嫌と思えばセクシュアル・ハラスメントだと相手に言えるのです。」
- ・『被害者にもすきがある、それは被害者の落ち度だ』。どんな服装をしていようとレイプは許されないということが社会で認知される必要があります。」
- ・『女性の「いや!」「やめて!」は拒否ではない』。ここには作られた強姦のビデオの影響があります。それがどこかで強姦する人の意識を支配しています。それは上下関係の中で女性を下に置いているということです。十分対等であれば、そういう視線を持つことはありません。

性的暴力によって相手を支配しようとする強い意識が働いています。」

- ・『男性は被害者にならない』。この神話のために、男性が被害にあったときは、なおさらそのことを声に出せなくなります。」ここで先生は、小学校の時理科の教師からセクハラ被害に遭った男性の例を出します。その男性はその後しばらくそのことを忘れていて、大人になってふっと思い出します。そして、大学生の時大学にいけなくなり、引きこもり状態になってしまい、その理由を両親にも言えないでいました。「彼は、『僕のような被害にあわないように』とNHKに出て発言します。『被害にあってから人生が変わってしまった。本当に自分らしい人生を生きることができなくなった』と。」
- 「男と女が個人的に一对一になったときに、その一对一の個人的関係の場で、また社会の中で、学校の中で、電車の中で、職場の公的な場で、男女が対等な関係を作っていないということ、そのためにセクシュアル・ハラスメントが起こるのです。同じ働く場所で、同じ働く人としての対等の関係に立つ必要があります。男の女のこととは関係ありません。女性も男性も「みんな電車に乗る人」という意識があれば痴漢は起こりません。それが起こるのは、そう思っていない人がいるからだということです。安心して電車に乗れる場所、安心して働ける場所、安心して勉強できる場所が必要です。安心の反対は不安、恐怖です。それが職場、学校、電車であってはならないことです。セクシュアル・ハラスメントを受けることにより生きる力を失っていきます。自分らしく生きる権利が侵害されることになります。生きる自信につながらないということになってしまいます。安心と自信はつながっています。安心-自信-自由とつながっています。」
- ・『嫌ならもっと拒否すればいい』。刃物、暴力で脅かされた場合、抵抗、拒否などできません。」
- ・『賠償金目当てか、報復に違いない』。被害者が裁判に訴えるのはそうではありません。セク

シュアル・ハラスメント以前の私に返して欲しいということ、私が生き直すために裁判を起すということの理解が足りないと言わなければなりません。」

#### 5. セクシュアル・ハラスメントにあったら

先生は、娘が性的暴力を受けた例でのその父親の反応を引き合いに出します。「『遅く帰って来るからお前が悪い』、『あなたは悪くない』という言葉をかけることが何より大事です。被害者は『遅く帰ってきた私が悪い』と思っているのですから。被害にあったとき親・教師・職員に言える、言えないは、その人が分かってくれる人かどうかに懸かっています。不安、恐怖、悔しい思いを言える人、理解できる人かどうかということ。」

次に先生が引き合いに出されたのは、高校の時から恋人で、遠距離恋愛している彼女から、「サークルの先輩からレイプされた」との電話があり、そのとき、言ったらいけないことを言ってしまった例です。「彼に言っても大丈夫と思って電話かけたのに、彼の返事は『本を返しにサークルの先輩の部屋に行ったお前が悪い』というものでした——「よく言ってくれたね」と言えなかったことを彼は悔いていました。これはレイプ神話に囚われていた学生の例です。被害に遭った人が恋人に言えるかどうか、その信頼関係の確立が何よりも大事です。」

#### 6. セクシュアル・ハラスメントをなくすには——人権の視点から

「セクシュアル・ハラスメントをなくす努力をするということ、これが重要です。それは人の問題ではなく、私の問題なのです。私はどんなジェンダー意識を持って生きていこうとしているのか、どんな関係を作っていくのか、特に大切な関係を持つ人と、お互いが作り合うという認識の中で関係を作っていくこと。私らしく生き通す、私の大切なものが失われないように、私の人権が守られるように。それが守られなかったときどうするのか。皆さん、ぜひともそれを乗り越えていって欲しいと思います。」

#### 講演のコメント

講演の狙いは、冒頭の先生のお話のように、「セクシュアル・ハラスメントに遭わないために」ということにあります。そして「セクシュアル・ハラスメントの被害に遭った人が必ずいる」ということ、しかも「被害に遭った人が声に出せないでいるという現実」を断固として打破して行くことにあります。どのようにすれば声に出せるのか、どのような関係性のもとであれば、たとえ被害に遭ってもその苦しみを恋人、友人、親、教師に打ち明けることができるのかということ、先生は具体的な実例を基にお話を進められて行きました。そして何よりも「悪いのは加害者であり、被害者ではない」ということの徹底した認識のもとに、被害に遭った人は勇気を持って声を上げることの必要性を繰り返し強調されました。また皆がセクシュアル・ハラスメントについてそのような共通の認識を持つということの重要性も語られました。すなわち、セクシュアル・ハラスメントは人ごとではないのだということ、私自身の問題だということが指摘されました。それは私たち自身のジェンダー意識の問題であり、本当の意味で人格の平等性の観念を私たちが自己の内に確固として確立しているのかどうかの問題であるということの意味しています。「私が私らしく生き通すことができる」社会、「私の大切なものを失うことなく、私の人権が守られるような」社会、「安心して」働き、勉強でき、電車に乗ることができる社会、そのような安心できる社会においてはじめて、人々は自分に自信を持って生きることができ、そして人間的自由を実現できるということが、セクシュアル・ハラスメントを無くす努力の意味として先生は明確に示されました。

聴講した学生諸君は、先生が実際に関わったセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談の例を語られるときの被害者へのその思いやり深い対応に接し、セクシュアル・ハラスメントがどのような深い傷を被害者に与えるかということ、そして被害者がそのことでどれだけ深

く長期にわたって苦しみ抜くことになるのかを心に刻み込んだことと思います。そのようなことを決して許さないという断固とした決意は、同時に、自分がセクシュアル・ハラスメントを受けたと分かれば、直ちに断固として抗議の声を上げるということが自己の義務でもあることの自覚につながってきます。そして信頼関係の確立した人間関係を構築しようとする私たちの相互の努力のなかでこそ、セクシュアル・ハラ

スメントのない社会の実現が可能なのだということを、聴講した学生諸君は自覚的に受けとめて、このことを以後の学生生活に生かし、有意義な悔いのない仕方で、本当に自分らしい生き方を確立して行って欲しいと願っています。最後に、聴講者一同を代表して、心のこもった感動的な講演をしていただいた源淳子先生に、心の底からの感謝の意を表したいと思います。